

審査基準

平成27年3月26日作成

| | |
|----------|--|
| 法令名 | 鳥取県情報公開条例 |
| 根拠条項 | 第7条第1項 |
| 処分の概要 | 公文書の開示決定等 |
| 原権者（委任先） | 鳥取県公安委員会、鳥取県警察本部長 |
| 法令の定め | 鳥取県情報公開条例第9条第2項 |
| 審査基準 | 別紙のとおり |
| 標準処理期間 | 15日 |
| 申請先 | 警察本部警務部広報県民課又は警察署の担当窓口 （警察署の担当窓口については、当該警察署が保有する文書に対する申請に限る。） |
| 問い合わせ先 | 警察本部警務部広報県民課 （電話0857-23-0110） |
| 備考 | |

別紙

第1 第9条第2項第1号（法令等の規定により開示できない情報）関係

- 1 「法令又は条例の規定」とは、法律、政令、省令その他の命令及び条例をいう。
- 2 「実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報」とは、地方自治法に規定する法定受託事務における各大臣等の明示の指示等をいう。
- 3 「各大臣等」とは、大臣のほか、大臣から当該事務に係る権限を委任された事務次官、局長等をいう。

第2 第9条第2項第2号（個人に関する情報）関係

- 1 「個人に関する情報」とは、思想、心身の状況、学歴、職歴、成績、住所、親族関係、財産状況、所得その他一切の個人情報を行い、死者に関する個人情報も含むものである。
- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、第3号に規定する事業を営む個人の当該情報と同じであって、第3号により判断すべきものであり、本号は適用しない。

なお、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報は本号に含まれる。

- 3 「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」とは、当該情報から特定個人が識別でき、若しくは識別できる可能性のある情報（氏名・住所等）だけでなく、当該情報からは直接特定個人が識別され得ないが、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報をも含む。
- 4 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」とは、個人が識別される情報を含まないにもかかわらず、財産権その他個人の正当な利益を害するおそれのある情報を行い、例えば、個人の未発表の研究論文等の情報が該当すると考えられる。
- 5 個人に関する情報は、一度開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるので、個人情報が記録されている公文書の取扱いについては、その内容がみだりに公にされることのないよう、常に最大限の配慮をすること。
- 6 本号は、個人情報が記録された公文書は、当該本人にも非開示とすることを原則とするので、特定の個人情報が記録されている公文書については、当該本人から開示請求があっても、本人以外のもからの請求と同様に非開示とする。

なお、当該本人に係る個人情報が記録された公文書については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）による開示請求の対象となる。

7 「ただし書ア」について

「法令等の規定により公にされ」とは、一般に閲覧、公表等をする旨が法令等に規定されている場合をいう。法令等で請求目的が制限されているもの（戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第3項、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項）や、利害関係人等一定の者に限って閲覧等を認めているものは、一般に公表されている情報とはいえないことから、この規定には該当しない。

「慣行として公にされ」とは、現在、何人も知りうる状態に置かれている情報を行う。過去に広く報道された事実であったとしても、現在は、限られた少数の者しか知り得る状態にはない情報の場合は、これに該当しない。

「公にすることが予定され」とは、開示請求の時点では公にされていないが、将来公にすることが予定されている場合をいう。

なお、公にする時期について具体的計画がない場合であっても、当該情報の性質上、通常公にされるものであるときは、これに該当する。また、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したもののうち、本人が公表されることについて了承しているものや、公表することを前提に提供を受けたものも、これに含まれるものである。

8 「ただし書イ」について

「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認

められる情報」とは、人の生命、健康、生活等に対する危害又は侵害を未然に防止したり、拡大することを防止したり、又は再発を防止する等のため公開することが必要と認められる情報をいう。個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、これに優越する公益がある場合は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる限度において、開示することとしたものである。

なお、公にすることが必要であると認められる情報に該当するかどうかは、非開示とすることにより保護される利益と開示とすることによりもたらされる利益とを比較衡量して判断することとなる。

9 「ただし書ウ」について

「公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報の地位を表す名称及び氏名並びに当該職務遂行の内容」については、行政の説明責務の観点から原則としてこれらの個人情報を開示することとしたものである。

公務員には、一般職、特別職、常勤職員はもとより、非常勤職員及び臨時職員をも含むものである。

また、独立行政法人等の役員及び職員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員も公務員と同様に、役員、常勤職員のほか臨時職員等も含むものである。

ただし、当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものについては開示しない。

なお、規則においては、次の情報を定めている。

- (1) 給与、勤務成績その他の通常他人に知られないことが相当であると認められる情報
- (2) 開示することにより、当該公務員に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫った危険が予見される情報
- (3) 警部補及びこれに相当する職以下の職にある警察職員の氏名

10 「ただし書エ」について

「公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であって、規則で定めるもの」とは、ただし書イに掲げる情報以外の情報であって、開示することによりもたらされる公益性や説明責任が高いものを、規則に定め開示することとしたものである。

なお、規則において、次の情報を定めている。

- (1) 食糧費の相手方の職氏名
- (2) 交際費の相手方の職氏名
- (3) 法令等に基づき法人等から提出された報告書等に記載された当該法人等の役員及び従業員の職氏名及び業務の遂行の内容

なお、これらに該当するものであっても、開示により個人の権利利益を不当に侵害するおそれのある情報は、非開示となる。

第3 第9条第2項第3号（法人に関する情報）関係

1 「法人」とは、営利法人、公益法人（民法第34条に基づく法人）、学校法人、社会福祉法人等をいい、「その他の団体」とは、いわゆる権利能力なき社団等をいう。

なお、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社については、その公共的性格にかんがみ、本号の法人の範囲から除外する。

2 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第7項から第9項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等の事業を営む個人をいう。

3 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所得等事業活動に直接関係する情

報をいい、当該事業活動と直接関係のない家族状況、事業活動と区分される所得、財産等の状況等は、個人に関する情報であるので本号には該当しない。

4 「ア」について

- (1) 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
- (2) 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
- (3) その他開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報
- (4) 開示・非開示の判断に当たっては、非開示とすることにより保護される利益と開示することによりもたらされる利益を比較衡量して判断することとなる。
- (5) 次のような情報が記録された公文書は、「競争上の地位その他正当な利益を害する」とは認められず、開示できるものである。

ア 法令等の規定により、何人でも閲覧できる情報（閲覧を当事者又は利害関係者だけに認めているものは含まない。）

（例）法人に関する登記事項

イ 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報（法人等は又は事業を営む個人が公表について了承し、又は公表を前提として提出した情報を含む。）

（例）事業を営む法人等が作成した企業パンフレット等に含まれる事項

（例）報道、広告等により法人等が公表した営業実績

ウ 県が従来慣行上公表してきた情報で、かつ、今後も引き続き公表しても、それが事業を営むものの正当な利益を害しないと認められるもの

エ 情報が加工、整理され、個々の事業を営む者が識別できなくなっているもの

オ 許可、免許、届出等に関する情報及び補助金の支出に関する情報で、生産技術等の部分を除いたもの

（例）法人設立許可申請書

（例）補助金交付申請書

カ 県に提出された請求書等に記載された法人等の取引金融機関名及び口座番号（広く公にされているため）

キ 契約書や申請書に記録された法人等の印影（偽造等のおそれは想定できないため。）

5 「イ」について

- (1) 法人等及び事業を営む個人に関する情報であって、開示しないことを条件として提出した情報の取扱いを定めたものであり、当該情報については、開示しない旨の条件が付されていることを理由として非開示とするのではなく、当該条件を付することが合理的と認められる場合に限り、非開示とするものである。
- (2) 「任意に提出されたもの」とは、法令等の規定を根拠としないで提供された情報をいう。
- (3) 「通例として公にしないこととされているもの」とは、当該情報が現に公にされていないというだけでは足りず、当該情報の性質上、一般的に公にしないことが相当と認められることが必要である。
- (4) 「当時の状況等」とは、公にしないとの条件の合理性は、当該情報の提出当時における諸般の事情を基本として判断するが、その後の事情の変化も斟酌して判断するとの趣旨である。

6 「ただし書」について

法人等又は個人の事業活動によって危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、開示することを定めたものである。この場合、現に危害が発生している場合のほか、その発生

の蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。

「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかについては、非開示とすることにより保護される利益と開示することによりもたらされる利益を比較衡量して判断することとなる。この比較衡量に際しては、開示することにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要があり、特に、人の生活又は財産を保護する必要性の判断に当たっては、その侵害の内容、程度と保護の必要性を十分に検討する必要がある。

第4 第9条第2項第4号（犯罪の予防等に関する情報）関係

- 1 「犯罪の予防、鎮圧」とは、刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為をあらかじめ防止したり、現に発生している犯罪行為を鎮めることをいう。
- 2 「（犯罪の）捜査、控訴の維持、刑の執行」とは、控訴の提起及び遂行のため、被疑者を発見し、身柄を保全し、また、証拠を収集し、保全する活動をいう。
- 3 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、捜査のほか、平穏な社会生活、社会の風紀その他の公共の安全と秩序を維持することをいう。
- 4 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定にならい、本号に規定する情報に該当するかどうかについては犯罪の予防、捜査等に関する専門的、技術的判断を要するものであることから、当該判断は第一義的に実施機関において行うべき旨を明確にしたものである。
- 5 「支障を及ぼすおそれがあると認められる情報」とは、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある次のような情報をいう。
 - (1) 犯罪の予防、鎮圧、捜査等の事実又は内容に関する情報
 - (2) 犯罪の予防、鎮圧、捜査等の手段、方法、体制等に関する情報
 - (3) 情報提供者、被疑者、被害者、捜査員等関係者に関する情報
 - (4) 犯罪の目標となることが予想される施設の所在や警備の状況等に関する情報
 - (5) 訴訟に関する情報

第5 第9条第2項第5号（審議、検討又は協議に関する情報）関係

- 1 「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、執行機関、議決機関及びそれらの補助機関又は事務局等のほか、執行機関が設置する附属機関も含む。
- 2 「県以外の地方公共団体」とは、他の都道府県、市町村、特別区、財産区、広域連合又は一部事務組合をいう。
- 3 「内部又は相互間」とは、各機関の内部及び各機関相互間をいう。
- 4 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、各機関における内部又は相互間における審議、検討又は協議のほか、会議、打合せ、意見交換、相談等に関連して、実施機関が作成し、又は取得した情報をいう。

第6 第9条第2項第6号（事務又は事業の遂行に関する情報）関係

- 1 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接かかわる情報だけではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。
- 2 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかの判断に当たっては、「適正」という要件を判断するに際しては、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす利益も比較衡量しなければならない。「支障」の程度は、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求されること、また、「おそれ」の程度も単に可能性が存在するだけでは足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されるものであるので、この規定の適用に当たっては留意する必要がある。
- 3 「監査、検査、取締りに関する情報」とは、県又は国等の機関が権限に基づいて行う検査、指揮監督、取締り等をいう。
- 4 「試験に関する情報」とは、県又は国等が行う資格試験、入学試験、採用試験等をいう。
- 5 「契約、交渉に関する情報」とは、県、国、公社等が行う各種の契約、用地買収、

損害賠償、損失保障等をいう。

- 6 「争訟に関する情報」とは、訴訟、行政不服審査法等の不服申立て等における争訟の方針、内容等に関する情報をいう。
- 7 「調査研究に係る事務に関する情報」とは、大学、研究所等の機関における品種改良等の各種調査研究に係る事務をいう。
- 8 「人事管理に係る事務に関する情報」とは、県、国、公社等の職員の給与等その他人事管理に係る事務をいう。
- 9 「国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業」とは、国営企業法及び地方公営企業法に規定する企業をいう。

第7 第9条第2項第7号（基礎学力調査結果に関する情報）関係

「全県的な学力の実態を把握するため実施される試験」とは、「基礎学力調査」をいう。

公開することにより、個人は識別できなくても、その構成員である児童生徒の状況が類推されることなどから、安易な順位付けや誤った序列意識などにより、成長段階にある児童生徒が劣等感や優越感を抱くなど精神的なマイナスの影響が生じるなど教育上の配慮から、10人以下の学級に係る結果について非開示とするものである。

第8 第9条第2項第8号（政務調査費の証拠書類に関する情報）関係

「議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、議員の支援者・支援団体等を特定することができる情報などをいい、具体的には、給料等支給職員の氏名等、調査研究協力者の氏名等、支出・購入先事業者名、請負先事業者名、委託先事業者名、貸借先事業者名等が考えられる。これらは、第2号又は第3号に該当するものもありうるが、政治活動への支障という観点から、新たな非開示情報として定めたものである。